

事務連絡
令和2年8月28日

関係団体消防防災主管課長 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
事務局長 今長 岳志
(公印省略)

消防団員公務災害防止研修実施に関する
新型コロナウイルス感染症対策について (依頼)

標記研修については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当基金による助成・後援を見合わせてきましたが、今後、市町村等におかれ当基金による助成・後援を申し込まれた上で研修を実施されようとする場合は、下記の感染予防対策を講じた上で実施していただきますようお願いいたします。

また、研修の助成・後援の申込をする際には、下記の感染予防対策が取られているか確認するため、会場見取図、参加者名簿及び別添のチェックシートを御提出いただきますようお願いいたします。

記

○ 新型コロナウイルス感染予防対策

1 参加者への依頼事項

- ① 以下の事項に該当する場合は、参加を見合わせる。
 - ・ 研修開始日前2週間における発熱、咳、咽頭痛、嗅覚・味覚障害などの症状をはじめとする体調不良等がある場合
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② 会場に入る時、トイレの後などの手洗い、アルコール等による手指の消毒の実施、マスクの持参、着用
- ③ 他の参加者、主催者側スタッフ等との距離（できるだけ2メートルを目安に（最低1メートル））を確保し、大声での会話をなるべく控える。

- ④ 研修終了後、14 日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、事務局に速やかに報告する。

2 主催者・会場における実施事項

- ① 主催者側スタッフは参加者同様マスクを着用し、手洗いや手指の消毒を実施する。
- ② 着席時に教壇と参加者の間隔を2メートル程度あける。また、参加者同士の間隔を可能な限り2メートル（最低でも1メートル）確保するよう座席配置をとる。
- ③ 研修の途中においても手洗いやアルコール等による手指の消毒ができる場を確保する。
- ④ ドアノブなど参加者の手が触れる箇所の清拭消毒を実施する。
- ⑤ 2方向の窓を全開にして、常時(気候上困難な場合は30分に1回以上、数分間程度)、換気を行う。
- ⑥ 研修終了後、参加者の感染が発覚した場合、個人情報に留意しつつ他の参加者等にその旨を連絡し、注意を促す。

3 当基金への提出書類（事前調整時に）

- ① 会場見取図
- ② 参加者名簿
- ③ 別添のチェックシート

○ 参 考

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更） 新型コロナウイルス感染症対策本部） p.15～p.16、 p.20～p.22
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0525.pdf
- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症 に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.8.6 Ver.3） p.16～p.32
https://www.mext.go.jp/content/20200806-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防のための対策について（令和2年6月11日 全国市町村国際文化研修所） p.4～p.5
<https://www.jiam.jp/info/67687ec602411db9c013416a3dea493f548772ae.pdf>
- ・ スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年5月29日改訂） 公益財団法人日本スポーツ協会 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会） p.3～p.4、 p.8
<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline2.pdf>